

東 財 政 第 8 2 号  
平成 2 8 年 8 月 1 9 日

部 長 各 位

東 近 江 市 長

平成 2 9 年度予算編成方針について（示達）

このことについて、東近江市財務規則第 8 条に基づき、別紙のとおり「平成 2 9 年度予算編成方針」を定めたので示達する。

# 平成29年度予算編成方針

## 1 国の動向

政府は、人口減少社会の構造的課題を克服し持続的な成長を実現していくため、平成28年6月2日に「経済財政運営と改革の基本方針2016（骨太の方針）」「日本再興戦略2016」「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定した。

世界経済の不透明感が増し、国内経済も個人消費や設備投資といった民需に力強さを欠いた状況となっており、こうした背景には、人口減少・高齢化社会の下での期待成長率の低下、生産性の低い働き方の継続、子育て環境の改善や現役世代の先行き不安等が根強く存在していることにある。

このような中、骨太の方針では「新・三本の矢」が打ち出された。第一の矢は「600兆円経済の実現」、第二の矢は「希望出生率1.8の実現」、第三の矢は「介護離職ゼロの実現」で、これらを一体的に推進することにより「成長と分配の好循環」の実現を目指すとしている。

また、この「成長と分配の好循環」を全国津々浦々まで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保するとしている。

本市においても、「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間H28～H32）」に基づき、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するとともに、本市が持つ魅力を最大限引出し、真に住み続けたい・住んでみたいと思えるまちづくりをスピード感を持って実施することが求められている。

## 2 総合計画の実現

第1次総合計画で定めた東近江市の将来像「うるおいとにぎわいのまち」の実現に向け、施策を推進してきたが、平成28年度に計画期間を終えることから、平成29年度から9年間を期間とする第2次総合計画の策定に取り組んでいるところである。また、地域活性化に向け、昨年「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少社会への対応等について重点的に取り組む事業を定めたところである。

そこで、第1次総合計画の成果と課題を十分検証したうえで、現在策定を進める第2次総合計画の初年度として、市民ニーズを的確に把握し、今何をすべきか考え、効果的な施策の立案を行うこととする。

具体的には、第1次総合計画（後期）に基づく実施計画の進捗状況を十分検証するとともに、総合戦略の重要成果指標や第2次総合計画で定められる目標の達成に向けて、新たに策定する実施計画に基づく取組の着実な推進に努めることはもちろんのこと、10年先を見据えた総合計画実現に向けたスタートの年とする。

第2次総合計画(前期)の計画期間				
H29	H30	H31	H32	H33

## 3 重点施策「東近江市グランドデザインレポート OGR2016」の推進

人口減少やそれに伴う消費・経済力の低下は地方経済の重荷となってくるとともに、合併支援措置の段階的な削減による厳しい財政状況への対応が迫られている。これらの課題にしっかりと対応するため、平成26年度から東近江市グランドデザインレポートとして、各部

から施策提案を受け施策の重点化を行ってきた。

急速な人口減少社会の到来や地域間競争の激化に的確に対応し、本市の持続的発展を図るため、昨年度に策定した「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる4つの基本目標を、平成29年度においても「ランドデザインレポート OGR2016」の施策分野として重点的に推進し、新たな10年に向けた飛躍の年となるよう予算の重点化を行うこととする。

重点化する事業のうち、新規・拡充事業については、二役ヒアリングにおいて各部からプレゼンテーションにより事業の方向性を示す一方、既存事業については、施策の有効性の評価、検証を十分に行い、効果の薄い事業は中止や事業規模の縮小を図るなど、メリハリのある予算見積りを行うこととする。

# 東近江市グランドデザインレポート OGR2016

## (東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

### 1 働き住み続けたい活力ある東近江市の創生

～安定した雇用を創出する～

- (1) 企業の立地の促進と雇用の創出
- (2) 地域資源のブランド化と創業支援
- (3) 中心市街地の活性化と商業振興
- (4) 第一次産業の再生と高付加価値化の推進
- (5) 再生可能エネルギーの拡大

### 2 行きたくなる住みたくなる魅力ある東近江市の創生

～新しい人の流れをつくる～

- (1) 鈴鹿から琵琶湖に広がる東近江ライフの魅力発信
- (2) まちなかのにぎわい創出
- (3) 交流人口を増やす施設や仕組みの整備
- (4) 定住・移住、U・I・Jターンの支援
- (5) 豊かな自然資源や奥深い歴史文化を生かした観光振興
- (6) 暮らしに潤いをもたらす学びの提供
- (7) 高等教育機関との連携

### 3 若い世代が希望をかなえる夢のある東近江市の創生

～若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる～

- (1) 若い世代の暮らしの安定
- (2) 子育て環境の充実
- (3) 保育・教育環境の充実
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 若者が地域で活躍する場の創出

### 4 誰もが安心して暮らせる豊かな東近江市の創生

～時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する～

- (1) にぎわいと暮らしの拠点充実
- (2) 地域を結ぶ道路や輸送機能の強化
- (3) まちづくり活動の活性化
- (4) 既存ストックマネジメントの強化
- (5) 安全で安心な暮らしの充実
- (6) 暮らしを支える保健・医療・福祉の充実

## 4 事務事業の優先度に基づく予算編成の推進（既存事業の総点検で地方創生予算の財源を確保）

昨年度は、予算編成における新たな取組として、事業の優先度について細事業レベルで優先度付けを行い、枠配分方式による予算編成を行った結果、合併算定替えの段階的縮減に対応するための予算最適化に向けた第一歩となった。

一方で、新規事業の提案に対して事業の見直しや財源確保が十分とは言えない状況であり、当初見積段階で歳入歳出に多額の乖離をみた。

地方創生の実現には、新規事業や既存事業の優先度の高い事業に対し、いかに財源を確保するかが問われている。そのためには、①全庁的な視点で事業の見直しを行い、②目的を達成した事業や成果の見いだせない事業を見極め、③事業の統合・縮小・廃止を積極的に押し進めることが求められている。

このようなことから、平成29年度予算編成は、①総合計画の改定に合わせ、事務事業をさらに細分化、②事務事業の細事業レベルで優先度の設定を行い、③優先度に応じた財源の最適配分を図るとともに、より一層の「選択と集中」を進め、限られた財源の重点的かつ効果的な活用に努めることとする。

## 5 中期財政推計に基づく持続可能な財政運営の推進

中期財政推計（次頁）は、各課からの将来を見通した計画を基本に作成しているが、一層の財政健全性を確保するため予算見積に際しては、次のことを理解し見積事務に当たることとする。

- (1) 平成29年度以降も、物件費・扶助費・公債費等の増が見込まれることから、制度改正などの特殊要因を除いて、経常的経費は平成28年度と同水準を堅持するとともに、指定管理者制度の活用拡大や窓口業務のアウトソーシング化等、さらなる経費削減を検討すること。
- (2) 新たな施策・既存事業の拡大に対しては、事業の見直しや休止、進捗調整（先送り）による財源の平準化を行うこと。特に、市単独事業については、その費用対効果を検証し、ゼロベースで見直しを行うこと。
- (3) 同時に、国・県等の動向に注視し、新たな財源確保を積極的に行うこと。

# 東近江市決算及び中期財政推計

## 1 歳入

(単位：百万円)

区分	17年度	18年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
地方税	15,205	15,575	16,487	16,527	16,868	16,070	16,227	16,209	16,128	16,077
地方譲与税	843	1,338	341	326	343	320	320	320	320	320
各種交付金等	1,900	1,919	1,367	1,493	2,357	1,945	1,945	1,945	2,005	2,515
地方交付税	10,385	9,042	11,850	12,008	11,979	10,755	11,355	11,192	10,821	10,379
国・県支出金	5,155	5,151	8,827	8,578	8,948	9,657	9,387	9,260	8,585	8,514
分担金・負担金	613	424	316	309	291	251	238	210	207	226
使用料・手数料	886	888	754	770	732	2,097	2,005	1,998	2,004	2,037
財産収入	206	102	274	131	435	120	113	112	112	112
寄附金	78	5	7	10	54	207	204	204	204	204
繰入金	769	578	15	1,525	125	3,115	1,502	1,571	2,884	2,710
繰越金	1,190	1,542	956	1,187	2,213	646	-----	-----	-----	-----
諸収入	3,091	1,399	1,438	1,785	1,420	1,373	1,268	1,125	1,145	1,102
地方債	4,434	7,711	6,605	5,861	5,724	7,822	5,536	6,054	4,885	4,404
合計	44,755	45,674	49,237	50,510	51,489	54,378	50,100	50,200	49,300	48,600

※各種交付金等には、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が含まれる。

※消費税は平成31年10月から税率10%に改定され、それに伴い自動車取得税交付金は廃止されることを想定している。

## 2 歳出

区分	17年度	18年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
人件費	8,947	9,265	7,112	7,166	7,261	7,410	7,285	7,819	7,533	7,471
物件費	6,046	5,840	6,488	6,930	7,254	8,751	7,342	7,376	7,487	7,492
維持補修費	83	86	113	90	111	170	167	155	149	149
扶助費	3,747	4,378	7,753	8,430	8,687	10,257	10,170	10,228	10,272	10,321
補助費等	6,243	5,565	4,878	5,360	5,387	5,702	5,572	5,487	5,467	5,411
投資的経費	8,121	10,260	8,482	8,336	7,413	9,892	7,130	6,730	5,807	4,915
公債費	4,403	4,558	5,631	5,732	5,826	6,005	6,189	6,048	6,229	6,479
積立金	1,588	284	2,595	958	2,089	317	249	247	245	238
投資・出資・貸付金	114	276	20	21	15	34	38	40	39	40
繰出金	3,921	4,055	4,978	5,274	5,651	5,840	5,958	6,070	6,072	6,084
合計	43,213	44,567	48,050	48,297	49,694	54,378	50,100	50,200	49,300	48,600
経常収支比率	84.7	89.7	83.2	83.6	85.5	91.2	92.5	95.2	97.0	99.2

注1 平成17年度から平成27年度までは決算額。平成28年度以降は計画額(平成28年度は繰越予算、6月補正予算までを含む)。計画額には、国の指針により公立の保育に係る給付費の歳入(使用料)と歳出(扶助費)を計上している(計上額は平成28年度以降12億~13億円程度)。

注2 平成17年度は、東近江市、旧能登川町及び旧蒲生町の決算額を合算。平成18年度以降は、東近江市、旧能登川町及び旧蒲生町合併後の数値。

注3 経常収支比率：92.5%(平成29年度推計値~比率が低いほど、財政の弾力性が高く、逆に高いほど財政が硬直化していることを示す)

総額目途 501億円

<p>※1 経常的経費 (政策的経費以外の経費)</p> <p>429億円</p>	<p>※2 政策的経費</p> <p>48億円      24億円</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f08080;"> <p>債務負担のある 普通建設事業</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f08080;"> <p>重点施策 OGR2016 の推進</p> </div> </div>
---	--

### ※1 経常的経費に対する考え方

平成29年度は、事業の総点検を推し進め、限られた財源を有効に活用することにより、経常的経費においては、前年度同水準を維持する。

### ※2 政策的経費に対する考え方

- 平成29年度の政策的経費は、当初予算で債務負担のある普通建設事業を補正予算で重点施策OGR2016の推進を図る予算とし、総枠は72億円を目途とする。
- 「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標を「東近江市グランドデザインレポート2016」の施策分野として重点的に推進を図ることとする。
- 重点化する事業や債務負担行為を設定した事業以外は、進捗延長、事業の見直しによって財源確保を行うこととする。

## 6 市民協働の推進

平成26年4月1日施行の「東近江市協働のまちづくり条例」は、まちづくりにおける市民と市の役割を明らかにするとともに、共に考え、協力し合って、豊かな暮らしの実現及び活力のある地域社会の創造を図ることを目的としている。また、条例の理念を具現化し、実効性を高めるため市民協働推進計画に基づき、各事業の実施については、協働という視点で総点検し、事務の執行手段の見直しを行うこととする。

また、民間資金の活用（寄附、ファンド、ソーシャルインパクトボンドなど）やボランティア等の社会参加など、地域づくりの推進を積極的に進めることとする。

## 7 ゼロ予算事業の推進

新たな政策課題や既存事業における市民サービス等の向上について、予算を伴うことなく職員のマンパワーのみで課題解決が行えるよう「ゼロ予算事業」の取組を推進することとする。

## 8 行財政改革の推進

行財政改革計画（平成25年10月策定）を基本に実効性のある行財政改革に取り組み、特に、計画の具体的な取組を実施するに当たって予算化が必要なものは、必ず予算化し行財政改革を積極的に推進することとする。

## 9 その他の留意点

予算の編成に当たっては、下記の基本的な考え方にに基づき進めることとする。

- (1) 各種使用料、手数料、負担金、分担金の見直しを行うこと。併せて、遊休地等公有財産の売却、滞納繰越金の回収等を積極的に進め、より一層の歳入増加に努めること。
- (2) 事業の計画に当たっては、事業に適合する国県の補助制度等、特定財源の確保について研究を行い、財政負担の軽減と事業効果を高めるように努力すること。併せて、特に建設事業については、十分に内容を精査し、必要最小限の規模、内容とすること。
- (3) 国県の動向に十分留意し、情報収集に努め慎重に見積ること。なお、8月2日に閣議決定された国の経済対策にかかる第2次補正予算について、平成29年度予算の前倒しの検討も含めて情報収集に当たること。また、県補助金等の見直しについては、単純に市費へ振り替えるような見積りについては厳に慎むこと。